

生活保護の種類

保護は、被保護者（保護を受けている人）の日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめ、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、の8つの扶助に分かれています。

●生活扶助

被保護者の衣食その他、日常生活の需要を満たすための扶助で一般生活費として、基準生活費、加算、入院患者日用品費、一時扶助があります。

基準生活費は地域、年齢により異なります。基準生活費は個人を単位に計上される第1類と世帯を単位に計上される第2類の合計で算出されます。

加算は世帯の状況に応じて認められる各種の加算です。例：妊産婦加算、母子加算、障害者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算

一時扶助は特に必要と認められた場合に認定するものです。例：被服費、家具什器費、移送費、入学準備金

第1表 標準世帯の生活扶助額（月額）

（単位：円）

（平成25年

8月）

	標準3人世帯					
	33歳男、29歳女、4歳子					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
基準生活費	154,860	147,990	140,920	134,800	128,120	121,600

（注）

- 1 1月～3月には、上記の金額のほか冬季加算があります。
- 2 収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となります。
- 3 本県の場合、1級地はなく、2級地-1が、水戸市、2級地-2が、日立・土浦・古河・取手の各市。3級地-1が、石岡・龍ヶ崎・常陸太田・高萩・牛久・つくば・ひたちなか・鹿嶋・守谷・

筑西・東海・美浦・利根の各市町村。3級地-2は、上記以外の各市町村。

●教育扶助

児童が義務教育を受けるときの扶助です。教育扶助基準額その他、教材代、学校給食費、通学のための交通費があります。

●住宅扶助

家賃・間代・地代等、補修費等その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助です。

家賃・間代・地代等の基準額（月額）は35,400円以内です。複数世帯員がいる場合はそれぞれ1.3倍の額までを限度に支給する特別基準があります。補修費その他住宅の維持費の額（年額）は117,000円以内です。

●医療扶助

けがや病気で医療を必要とするときの扶助です。医療券による現物給付が原則です。医療扶助は指定医療機関において診療を受ける場合の費用、薬剤又は治療材料にかかる費用、施術のための費用、移送費にわかれます。

●介護扶助

介護サービスを受けるための扶助です。

●出産扶助

出産をするときの扶助です。

●生業扶助

生業に必要な資金、器具や資料を購入する費用、技能を習得するための費用、高等学校就学のための費用を必要とするときの扶助です。

●葬祭扶助

葬祭を行うときの扶助です。